

本研究会の検討の進め方について

第1 本研究会の検討課題

公益信託については、旧信託法（大正11年法律第62号）の制定時に、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他公益ヲ目的トスル信託」を公益信託とし（旧信託法第66条）、その成立には「主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要」し（同法第68条）、成立した公益信託は「主務官庁ノ監督ニ属ス」る（同法第67条）等の規定が設けられた。

旧信託法は、平成18年に全面的な見直しがされ、新信託法（平成18年法律第108号。以下「信託法」という。）が制定されたが、その際、旧信託法のうち公益信託に関する部分の規定は、「公益信託ニ関スル法律」（以下「公益信託法」という。）と題名を改めた上で実質的な内容の改正はされずに維持された。その理由は、当時、公益信託と同様に主務官庁による許可制を採用していた旧民法の公益法人法制について全面的な見直しが進行しており、その動向を踏まえる必要があるとされたためである（注1）。そして、信託法制定時の衆・参両院の附帯決議において、公益信託制度については、公益法人制度と整合性の取れた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこととされた（注2）。

その後、平成20年12月から、旧民法下において設立された公益法人について、新たな公益法人制度の下での公益社団・財団法人への移行が行われていたが、平成25年11月に5年間の移行期間が満了した。

そこで、本研究会においては、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、信託制度と法人制度の相違にも考慮して、新たな公益信託法の実質的規律及び規定の在り方について検討するものとする。

（注1）信託法改正要綱（平成18年2月8日答申）（抜粋）

「（注） 公益信託についての主務官庁制は維持することを前提としている。もっとも、当該許可制の廃止に関しては、公益法人法制に関する改正動向を踏まえ、引き続き検討するものとする。」

（注2）信託法制定時の衆・参両院の附帯決議（抜粋）

「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所

要の見直しを行うこと。」

第2 具体的な検討事項

本研究会において取り上げるべき主な検討項目としては以下のものが考えられる。その他に検討すべき事項として、どのようなものがあるか。

1 総論

(1) 公益信託の存在意義等

- ・ 公益信託の存在意義について、公益財団法人・目的信託等の他の制度の存在を踏まえ、どのように考えるか。
- ・ 公益信託の受託者等が助成型以外の事業を行うことを想定すべきか。
- ・ 公益信託の信託財産として、金銭以外の財産を想定すべきか。

(2) 公益信託の引受けについて主務官庁による許可制を維持すべきか。

2 各論

(1) 公益信託の要件

- ・ 公益信託における公益性の認定基準について、公益法人における公益性の認定基準との異同を踏まえ、どのように考えるか。
- ・ 主務官庁による許可制を廃止する場合、ある信託が公益信託における公益性を有するか否かについて、どの時点で、いかなる主体が判断すべきか。
- ・ 公益信託の認定を受けられなかった信託の有効性について、どのように考えるか。
- ・ 公益信託と目的信託との関係について、どのように考えるか。

(2) 公益信託の監督・ガバナンス

- ・ 主務官庁等の第三者機関による監督について、どのように考えるか。
- ・ 信託管理人を必置機関とすべきか。仮に信託管理人を必置機関とした場合、その権限や、監督の実効性を担保するための方策についてどのように考えるか。
- ・ 委託者による監督を認めるか。仮に委託者による監督を認める場合にはその限界をどのように考えるか。
- ・ 受給権者による監督を認めるか。仮に受給権者による監督を認める場合にはその限界をどのように考えるか。
- ・ 運営委員会を必置機関とすべきか。仮に運営委員会を必置機関とした場合、その権限についてどのように考えるか。
- ・ 公益信託における情報公開についてどのように考えるか。

(3) 公益信託の終了等

- ・ 可及的近似則（シ・プレ原則）を維持すべきか。

- ・ 公益信託の終了時における帰属権利者を定めることの可否等について、どのように考えるか。
 - ・ 公益信託から私益信託への転換の可否等について、どのように考えるか。
- (4) その他
- ・ 公益信託について、名称の独占使用権を認めるか。
 - ・ 立法形式について、どのように考えるか。
 - ・ 旧法から新法への移行措置として、どのような規律を設けるべきか。

第3 検討の順序

本研究会においては、総論（公益信託の存在意義等）についての検討（第2の1）を踏まえた上で、公益信託の要件（第2の2(1)）、公益信託の監督・ガバナンス（同(2)）、公益信託の終了等（同(3)）、その他（同(4)）の順に検討してはどうか。